

埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名表（追加提出）

【議案】

予算

案件名	概要
1 令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	補正前 2,246,086,339千円 補正額 1,811,404千円 補正後 2,247,897,743千円 対当初比 101.7%

条例

案件名	概要																																
<p>1 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 知事等の特別職の期末手当の額を改定するとともに特別職の秘書の退職手当の規定を整備するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正</p> <p>ア 期末手当の年間の支給割合の改定 3. 30月→3. 40月 (+0. 1月)</p> <table border="1" data-bbox="837 456 1865 601"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和5年度)</th> <th>改正後 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 65月</td> <td>1. 65月</td> <td>1. 70月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 65月</td> <td>1. 75月</td> <td>1. 70月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3. 30月</td> <td>3. 40月</td> <td>3. 40月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特別職の秘書の退職手当の規定の整備 一般職の職員の例により支給することとされている特別職の秘書の退職手当について、適用条文の明確化</p> <p>(2) 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 期末手当の年間の支給割合の改定 3. 30月→3. 40月 (+0. 1月)</p> <table border="1" data-bbox="837 777 1865 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和5年度)</th> <th>改正後 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 65月</td> <td>1. 65月</td> <td>1. 70月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 65月</td> <td>1. 75月</td> <td>1. 70月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3. 30月</td> <td>3. 40月</td> <td>3. 40月</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、令和5年12月期の期末手当の支給割合は、令和5年12月1日から適用。ただし、令和6年度以降の期末手当の支給割合は令和6年4月1日から施行</p>		現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)	6月期	1. 65月	1. 65月	1. 70月	12月期	1. 65月	1. 75月	1. 70月	計	3. 30月	3. 40月	3. 40月		現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)	6月期	1. 65月	1. 65月	1. 70月	12月期	1. 65月	1. 75月	1. 70月	計	3. 30月	3. 40月	3. 40月
	現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)																														
6月期	1. 65月	1. 65月	1. 70月																														
12月期	1. 65月	1. 75月	1. 70月																														
計	3. 30月	3. 40月	3. 40月																														
	現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)																														
6月期	1. 65月	1. 65月	1. 70月																														
12月期	1. 65月	1. 75月	1. 70月																														
計	3. 30月	3. 40月	3. 40月																														

案件名	概要																
<p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消等するための改定</p> <p>ア 給料表 初任給をはじめ若年層に重点をおいて引上げ</p> <p>イ 初任給調整手当 国に準じて上限額を引上げ</p> <p>ウ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4. 40月→4. 50月 (+0. 1月)</p> <p>(例) 一般職員 (定年前再任用短時間勤務職員を除く)</p> <table border="1" data-bbox="837 644 1865 791"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和5年度)</th> <th>改正後 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>2. 20月</td> <td>2. 20月</td> <td>2. 25月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>2. 20月</td> <td>2. 30月</td> <td>2. 25月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4. 40月</td> <td>4. 50月</td> <td>4. 50月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>(4) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正</p> <p>ア 期末手当の支給割合を常勤職員に準じて改定</p> <p>イ 勤勉手当の新設</p> <p>3 施行期日等 施行期日 公布の日から施行し、給料表及び初任給調整手当の改定は、令和5年4月1日から適用。ただし、令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年12月1日から適用。また、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び会計年度任用職員の勤勉手当の新設は、令和6年4月1日から施行。</p>		現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)	6月期	2. 20月	2. 20月	2. 25月	12月期	2. 20月	2. 30月	2. 25月	計	4. 40月	4. 50月	4. 50月
	現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)														
6月期	2. 20月	2. 20月	2. 25月														
12月期	2. 20月	2. 30月	2. 25月														
計	4. 40月	4. 50月	4. 50月														

案件名	概要
<p>3 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>1 趣 旨 県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、企業職員の給与の基準を改定するための改正</p> <p>2 内 容 会計年度任用職員に対する勤勉手当の新設</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>4 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>1 趣 旨 県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するための改正</p> <p>2 内 容 会計年度任用職員に対する勤勉手当の新設</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>

案件名	概要																
<p>5 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 学校職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消するための改定</p> <p>ア 給料表 初任給をはじめ若年層に重点をおいて引上げ</p> <p>イ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4. 40月→4. 50月 (+0. 1月)</p> <p>(例) 学校職員 (定年前再任用短時間勤務学校職員を除く)</p> <table border="1" data-bbox="837 571 1865 718"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和5年度)</th> <th>改正後 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>2. 20月</td> <td>2. 20月</td> <td>2. 25月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>2. 20月</td> <td>2. 30月</td> <td>2. 25月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4. 40月</td> <td>4. 50月</td> <td>4. 50月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正</p> <p>ア 期末手当の支給割合を常勤職員に準じて改定</p> <p>イ 勤勉手当の新設</p> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、給料表の改定は、令和5年4月1日から適用。ただし、令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年12月1日から適用。また、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定及び会計年度任用学校職員の勤勉手当の新設は、令和6年4月1日から施行。</p>		現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)	6月期	2. 20月	2. 20月	2. 25月	12月期	2. 20月	2. 30月	2. 25月	計	4. 40月	4. 50月	4. 50月
	現行	改正後 (令和5年度)	改正後 (令和6年度)														
6月期	2. 20月	2. 20月	2. 25月														
12月期	2. 20月	2. 30月	2. 25月														
計	4. 40月	4. 50月	4. 50月														